

## 口永良部島新岳の噴火災害対策に関する意見書

口永良部島の新岳は、去る5月29日に爆発的噴火をし、火砕流が集落近くの海岸まで到達した。これにより、新岳の噴火警戒レベルは、制度導入以来、全国で初めてとなる最高の「5（避難）」に引き上げられ、口永良部島の全島民は島外への避難を余儀なくされたところである。

幸いにも、島民全員が大きな混乱もなく避難できたが、6月18日、19日には再び噴火が発生するなど、火山活動が高まった状態が継続しており、避難生活の長期化が懸念される。また、防火防犯対策等のため、島民の代表が一時的に帰島したものの、島内の道路等の社会基盤についての被害は把握できていない状況である。

本県では、直ちに災害救助法の適用を決定し、関係機関等と連携して島民の避難生活に対する支援を開始したところであるが、不慣れな土地での避難生活に加え、被災状況の全容が明らかにならず、また、帰島や生業再開の見通しも立たないことから、島民の先行きに対する不安は計り知れないものがある。

よって、国におかれては、島民の避難生活への支援策の強化と帰島後における口永良部島の復旧・復興対策の充実について、以下の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 災害救助法に定める救助の程度、方法及び期間については、災害の実情に応じて柔軟な基準を設けるなど、避難先での生活の安定を図るための適切な措置を講じること。
- 2 被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当しない場合であっても、避難が長期にわたり継続するときは、避難者に対する支援制度を整備すること。
- 3 島民の帰島後の生活及び事業が速やかに再開できるよう、適切な支援措置を講じること。
- 4 火山活動の監視・観測体制及び研究のより一層の充実強化の措置を講じること。
- 5 上記対策を速やかに実施するため、財政措置を講じるとともに、現行法制度の弾力的運用や必要に応じた新たな立法措置等を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月26日

鹿児島県議会議長 池 畑 憲 一

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
内閣官房長官  
内閣府特命担当大臣(防災)

殿